

共通の選定基準

選定基準	内容
基準 1	湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合
基準 2	希少種、固有種等が生育・生息している場合
基準 3	多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く）
基準 4	特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合
基準 5	生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合

生物分類群毎の選定の考え方

（1）湿原植生

以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① 湿原植生として典型的または相当の規模の面積を有している。
- ② 希少種、固有種等が生息している。
- ③ 多様な生物相を有している。

なお、選定にあたっては、以下の点にも留意する。

- 湿原、湧水湿地、雪田草原、河口干潟のある河口域、潟湖干潟のある汽水湖沼を対象とする。
- 小規模であっても保全上重要な湿地については対象とする。

（2）マングローブ

以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① マングローブ生態系を代表する特異的な生態を有する塩生植物を主体に、固有的なマングローブ植物が汽水域に分布を呈している。
- ② マングローブ樹種の希少分布地である。
- ③ マングローブ樹種の絶滅危惧種が生育する。
- ④ マングローブ生態系の生物多様性が高い群落である。
- ⑤ ラムサール条約による湿地の分類に該当する。
- ⑥ 当該地域に過去から潜在分布し、現在も在来種として生育分布するマングローブ樹種が種ごとに一定規模（面積的な広がり）を有する健全な群落が成立する。
- ⑦ 当該地域に生育するはずのない（あるいは、過去に生育が確認されていない）マングローブ種が生育分布していない。また、マングローブの国内外来種が生育していない。

(3) 海草・海藻

以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① 各海域を代表する典型的な藻場であると判断できる。
- ② 特定の地域に限定された種が藻場を形成している。
- ③ 単一種が大規模な藻場を形成している。
- ④ 種の多様性が高い藻場が形成されている。
- ⑤ 従前の情報がある程度存在し、今後も長期調査が可能である。

(4) 造礁サンゴ

サンゴ群落も含むものとし、多くの種が生息し、礁池、礁湖、礁斜面、海草藻場、マングローブなど多様な生態系が存在することを基本とする。

なお、選定にあたっては、以下の点にも留意する。

- サンゴ群落の盛衰。
- 幼生加入の有無や、無性生殖のみで繁殖の可能性。

(5) 水草

以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① 種の多様性が高い。
- ② 希少種や絶滅危惧種が生息する。
- ③ 典型的な植生を特徴とする。
- ④ 他所に類を見ない水草の生息地である。

なお、選定にあたっては、以下の点にも留意する。

- 周辺の環境が変容しつつある。
- これまでの調査が不十分で、今後の調査を要する。
- 良好な生息環境が残されている。
- 生育地の保全に急を要する。

(6) 淡水藻類

以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① 絶滅危惧種や日本固有種の生育地である。
- ② 特定の種が生息する唯一の生育地である。
- ③ 野生絶滅種の復元の可能性が認められる。
- ④ 淡水産藻類の群集構成に際立った特徴が認められる生育地である（例えば、種の多様性が高い場合、複数の希少種が生育する場合、単一種の大規模群集が認められる場合など）。

なお、選定にあたっては、以下の点にも留意する。

- 生息環境や群集構成が安定している。
- 地理的分布上の特徴がある。
- 一部の地域にまとまった群集を形成している。

(7) シギ・チドリ類

以下の項目について多く該当する湿地を選定した。

- ① シギ・チドリ類の観察個体数が多い。
- ② 主要種の観察個体数が推定個体数の1%以上ある。
- ③ 日本で繁殖する主要種の観察個体数が多い。
- ④ 日本で越冬する主要種の観察個体数が多い。
- ⑤ 日本を渡りの中継地として利用する主要種の観察個体数が多い。

(8) ガンカモ類

以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① レッドリスト掲載種が渡来する。
 - ② 大規模な越冬地（水田も含む）、あるいは中継地である。
 - ③ 規模が大きなくても重要な越冬地である。
 - ④ 渡りの過程での重要な中継地である。
 - ⑤ 越冬地からの分散先である。
 - ⑥ レッドリストまたは天然記念物の掲載種の、重要な個体群の繁殖地である。
- なお、選定にあたっては、以下の点にも留意する。
- 周辺の環境が開発の危機に瀕している。

(9) 湿地性鳥類

シギ・チドリ類とガンカモ類を除く、その他の湿地性鳥類を対象とする。以下の湿地に依存する絶滅の恐れのある鳥類について、以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① 以下の種のいずれかの重要な営巣地となっている。
(カンムリカイツブリ、タンチョウ、チュウヒ、オオジシギ、オオセッカ、ベニアジサシ、エリグロアジサシ、コアジサシ（継続的に営巣）)
- ② 以下の種のいずれかの観察個体数が推定個体数の1%以上ある。
(クロツラヘラサギ、マナヅル、ズグロカモメ)
- ③ 以下の種のいずれかの重要な越冬地となっている。
(クロツラヘラサギ、ナベヅル、マナヅル、オオバン、ズグロカモメ、チュウヒ)
- ④ クロツラヘラサギの重要な渡りの中継地となっている。

(10) 淡水魚類

汽水魚類も含むものとし、以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① 種の多様性が高い。
- ② 固有種（亜種を含む）の生息地である。
- ③ 絶滅危惧種（亜種を含む）の生息地である。
- ④ 淡水魚類の生息地として特異な環境である。

(11) 爬虫両生類

以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① 固有種（亜種を含む）の生息地である。
- ② 絶滅危惧種（亜種を含む）の生息地である。
- ③ 爬虫両生類の生息地として特異な環境である。

(12) ウミガメ

以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① 重要な産卵場およびその沖合に隣接する水深 6 メートル以浅の海域である。
- ② ウミガメ類が餌場になっている海域で水深 6 メートル以浅の海域である。

(13) 昆虫類

以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① 種の多様性が高い、あるいは生息個体数が多い。
- ② 希少な種が生息する。
- ③ 昆虫類の生息地として希少な環境である。
- ④ 昆虫類の生息地として特異な環境である。

(14) 甲殻類

以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① 種の多様性が高い。
- ② 固有種（亜種を含む）の生息地である。
- ③ 絶滅危惧種（亜種を含む）の生息地である。
- ④ 甲殻類の生息地として特異な環境である。

(15) 淡水貝類

以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① 種の多様性が高い。
- ② 絶滅危惧種（亜種を含む）の生息地である。

なお、選定にあたっては、以下の点にも留意する。

- 特定地域に偏らないようにする。
- 水田、用水路、ため池などの生息地についても対象とする。

(16) 底生動物

以下の項目のいずれかを満たすことを基本とする。

- ① 種の多様性が高い。
- ② 希少な種が生息する。

地理的分布の特異性から重要である。